



労働安全衛生における 新たな化学物質規制の濃度基準値等規定

厚生労働省は令和5年4月27日、「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準告示)」と「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(技術指針)」を公表しました。また、令和4年5月公布の労働安全衛生規則等の改正では、新たな化学物質規制が導入され、事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造又は取り扱う屋内作業場における労働者のばく露の程度を濃度基準値以下としなければならないことが規定されました。

濃度基準告示では厚生労働大臣が定める物質と濃度基準値を、技術指針では労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることの確認方法等を規定しています。

●濃度基準告示の概要

(1)濃度基準値設定物質

- ・今回の告示ではアクリル酸エチル等67物質について設定。
- ・今後、順次、物質が追加されていく予定。

(2)濃度基準値

- ・8時間濃度基準値と短時間濃度基準値の2種類設定。

(3)努力義務

- ・15分間時間加重平均値が8時間濃度基準値を超え、かつ、短時間濃度基準値以下の場合等における事業者の努力義務を規定。

●技術指針のポイント

- ・事業場で使用する全てのリスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握した上で、リスクを見積もること。
- ・労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度とすることを含め、必要なリスク低減措置を実施すること。

●適用日

- ・令和6年4月1日



建築物のアスベスト調査には 事前調査が必要です

令和2年7月に石綿障害予防規則が改正され、建築物のアスベスト事前調査が義務化されました。事前調査は建物の解体時だけでなく、改修、リフォームなど全ての工事が対象になります。

令和4年4月1日からは、以下に該当する建築物の解体等の作業を行う施工業者は、石綿含有建材の事前調査結果を都道府県等に報告することが義務付けられています。

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事(ボイラーや焼却炉、配管や煙突などが該当)
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る)の解体又は改修工事

これらは、解体等の工事で飛散した石綿で、施工業者や近隣住民に健康被害を生じさせないための措置であり、罰則も設けられました。

有資格者による調査が義務化されます

これまで事前調査は有資格者による調査が望ましいとされてきましたが、令和5年10月1日着工の工事からは、「建築物石綿含有建材調査者」による調査が義務付けられます。

建築物石綿含有建材調査者を取得するには、講習を受講し、修了する必要があるため、以下の種類があります。

一戸建て等 石綿含有建材調査者	一戸建て住宅及び共同住宅の内部に限った調査
一般建築物 石綿含有建材調査者	全ての建築物の調査
特定建築物 石綿含有建材調査者 <small>※実地研修や口述試験を修了した者</small>	全ての建築物の調査

弊社では、一般及び特定の建築物石綿含有建材調査者が11名在籍しております(令和5年6月現在)。



ドローンによる空中写真測量業務

新規業務として、ドローンによる空中写真測量を行っています。空中写真から3Dモデルを生成し、生成したオルソ画像から平面図を作成することができます。納品はCADデータになります。

通常の地上測量は非常に高精度ですが、広いエリアの測量には向きません。ドローンを使用することで、安価かつ短時間で誤差数センチ程度の測量が可能となります(実績では50万㎡の敷地の測量でも飛行は1日です)。

土壌調査時など、正確な測量図がない場合、ご好評いただいております。



空中写真より生成した弊社敷地の3Dモデル
使用機種 DJI Mavic 3 Enterprise

インターフェックスWeekに出展いたします

令和5年7月5日～7月7日の3日間、東京ビッグサイトにて、第25回インターフェックスWeekが開催されます。弊社もブース出展させていただきますので、ぜひ皆さんご来場ください。

現地での様子は次回環境技研通信に掲載させていただきます

詳細は下記アドレス、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.get-c.co.jp/pickup/interphex2023/>



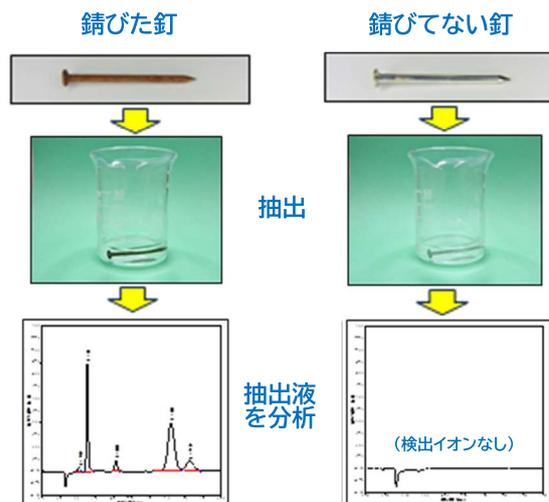
前回のブースの様子



イオンクロマトグラフ(IC)を利用した 金属の腐食原因調査

金属の腐食原因の調査によく利用される手法に、走査線電子顕微鏡(SEM)による表面観察やX線マイクロアナライザ(EDX)による元素分析がありますが、イオンクロマトグラフ(IC)でも腐食原因調査ができます。

ICは水溶液を対象に分析する装置であるため、試料を超純水に浸漬し、イオンを抽出します。この抽出液を測定し、腐食性のイオンが存在するか確認します。



錆びた釘の超純水抽出液からは塩素イオン等の検出が認められており、これらのイオンによって腐食が生じたと推測することができます。当社では F^- 、 Cl^- 、 NO_2^- 、 Br^- 、 NO_3^- 、 PO_4^{3-} 、 SO_4^{2-} の計7種の陰イオンを同時測定し、腐食原因を調べます。EDXよりも数千～数万倍程度も感度が良く、僅かな腐食原因でも捉えることができます。対象試料が大きくそのまま抽出できない場合は腐食生成物だけを削り取って抽出したり、対象の腐食部位だけを超純水で洗浄し、回収した洗浄液を測定することも可能です。腐食原因の解明や事前の品質管理にも大変有効です。

お知らせ 規格・基準集が電子データになりました

皆様から好評をいただいております規格・基準集を、令和5年より、さらに多くの皆様にご利用いただけるよう電子データでの提供とさせていただきますこととなりました。規格・基準集サイトは下記となります。

<https://www.get-c.co.jp/resources/standards/>

※ダウンロードにはご利用者様の情報入力が必要となります。

皆様のご利用をお待ちしております。

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp